海ごみ対策について

海ごみ(海岸に漂着したごみ、海面を漂流するごみ、海底に堆積するごみ) は、生態系を含む環境の悪化や、美しい浜辺の景観の喪失、海岸機能の低下、 船舶の安全航行の支障、漁業への悪影響等を招くことから、これらを適切に 回収し、処理することは重要な課題である。

こうしたことから、平成21年7月に、海岸漂着物等の円滑な処理及び発生の抑制を図ることを目的とした「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理推進法)」が施行され、各県は、この法律に基づき地域計画を作成し、海岸管理者、地元自治体、NPO等と連携しながら、海岸漂着物の回収処理と発生抑制対策に取り組んでいるところである。

国は、法律に基づき、平成21年度から、地域グリーンニューディール基金等により、各県の海岸漂着物の回収処理等を支援し、平成27年度からは対象を海底ごみ、漂流ごみにも拡大し、補助事業として継続しているが、以前の全額国庫負担からは後退したものとなっている。

海ごみは移動するため、海外など排出源も不明確なものが多く、現行制度だけでは十分な回収処理が困難であり、日本海では対岸諸国から流れ着くごみが問題となっている。また、近年では、マイクロプラスチックが、生態系に影響を与えることが懸念され、世界的な課題となっている。

中国 5 県では、引き続き、海ごみ対策に資する各種施策を総合的、効果的に実施していく所存であるが、未だ解決が困難な状況にあるため、次の項目について強く要望する。

1 海ごみ対策のルールづくり

海面を漂流するごみや、海底に堆積するごみ等の回収処理のルールを明 確化すること。

2 海ごみ対策への財源確保

海ごみ対策の実施に際して、地方自治体に経費負担が生じることのないよう、国の責任において実施に係る費用を全額負担し、必要な予算を確保すること。

3 河川における対策

閉鎖性水域である瀬戸内海においては、河川からのごみの流出防止が重要であることから、国管理河川におけるごみの早期回収・処理を実施すること。

4 外交ルートを通じた要請

山陰地方をはじめとする日本海側の沿岸部には、対岸諸国から大量のポリタンク等が漂着していることから、外交ルートを通じ、対岸諸国に対して原因究明と再発防止策を強く要請すること。

5 海ごみ対策への意識啓発等

海ごみの及ぼす環境への影響について、地域住民の正しい理解が深まるよう、正確な情報を発信し、発生抑制に向けた意識啓発や環境教育を積極的に行うこと。

平成30年5月23日

中国地方知事会

鳥取県知事 平 井 伸 治 島根県知事 溝 口 善兵衛 岡山県知事 伊原木 隆 太 広島県知事 湯 﨑 英 彦 山口県知事 村 岡 嗣 政